

さいたま市告示第854号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

指扇台自治会

2 変更した事項

- (1) 主たる事務所 さいたま市西区指扇2856番地25
- (2) 代表者の氏名及び住所 津田 泰史 さいたま市西区指扇2856番地25

3 変更年月日

令和8年4月19日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市西区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048(620)2621